

瀬戸市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第37号

瀬戸市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。次条において「法」という。）第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市道」とは、法第3条第4号に掲げる市町村道であって、本市がその道路管理者（法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）であるものをいう。

2 この条例において「道路標識」とは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号。以下「命令」という。）第1条に規定する道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）をいう。

3 この条例において「案内標識」又は「警戒標識」とは、それぞれ命令第1条第2項に規定する案内標識又は警戒標識をいう。

(案内標識の寸法)

第3条 案内標識の標示板の寸法は、次の各号に掲げる案内標識の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 命令別表第2に標示板の寸法が図示された案内標識 同表における図示（以下単に「図示」という。）の寸法（その単位はセンチメー

トルとする。以下同じ。)

(2) 前号に掲げる案内標識以外の案内標識 市長が定める寸法

2 前項第1号に掲げる案内標識で次の各号に掲げるものの標示板の寸法は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 地名又は道路の通称名を表示する案内標識 当該地名又は道路の通称名の文字の字数の多少により前項第1号の規定による寸法を拡大し、又は縮小した寸法

(2) 案内標識の標示板に文字又は記号を付加して表示する場合における当該案内標識 当該文字又は記号の表示に必要な範囲内で前項第1号の規定による寸法を拡大した寸法

3 第1項第1号に掲げる案内標識は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合 図示の寸法を2倍までの倍率で拡大した寸法

(2) 自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合 図示の寸法を2分の1までの倍率で縮小した寸法

4 案内標識の標示板に表示する文字（数字を含む。以下同じ。）の寸法は、次の各号に掲げる案内標識の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 命令別表第2に文字の寸法が図示された案内標識 図示の寸法（前項の規定により当該案内標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示の寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法）

(2) 前号に掲げる案内標識以外の案内標識 次に掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

ア イに掲げる案内標識以外の案内標識 次の表の左欄に掲げる市道の設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる寸法（ローマ字にあつては当該寸法の2分の1の寸法、数字にあつては市長が定める寸法）

設計速度（単位 1時間につき キロメートル）	文字の寸法（単位 センチ メートル）
40、50又は60	20
30以下	10

イ 歩行者用の案内標識その他市長が定める案内標識 市長が定める寸法

5 前項第2号アに掲げる案内標識の標示板に表示する文字の寸法は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合 前項第2号アの規定による寸法を3倍までの倍率で拡大した寸法

(2) 前項第2号アの規定による文字の寸法に応じた寸法の標示板の設置により自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合 同号アの規定による寸法を2分の1までの倍率で縮小した寸法（当該寸法が10センチメートル未満となる場合にあつては、10センチメートル）

6 案内標識の標示板に表示する記号の寸法は、次の各号に掲げる記号の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 命令別表第2に寸法が図示された記号 図示の寸法（第3項の規定

により当該記号を表示する案内標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示の寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法)

(2) 前号に掲げる記号以外の記号 市長が定める寸法

7 案内標識の標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法は、市長が定める寸法とする。

(警戒標識の寸法)

第4条 警戒標識の標示板の寸法は、図示の寸法とする。

2 次の各号に掲げる場合の警戒標識の標示板の寸法は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合 前項の規定による寸法を2倍までの倍率で拡大した寸法

(2) 自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合 前項の規定による寸法を2分の1までの倍率で縮小した寸法

3 警戒標識の標示板に表示する文字の寸法は、市長が定める寸法とする。

4 警戒標識の標示板に表示する記号の寸法は、次の各号に掲げる記号の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 命令別表第2に寸法が図示された記号 図示の寸法 (第2項の規定により当該記号を表示する警戒標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示の寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法)

(2) 前号に掲げる記号以外の記号 市長が定める寸法

5 警戒標識の標示板の縁及び縁線の太さの寸法は、市長が定める寸法とする。

(補助標識の寸法)

第5条 案内標識及び警戒標識に附置される補助標識の標示板（以下「補助標識板」という。）の寸法は、図示の寸法とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助標識板の寸法は、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 第3条第1項第2号に掲げる案内標識に附置される補助標識の標示板 市長が定める寸法

(2) 第3条第2項及び第3項又は前条第2項の規定により補助標識板が附置される案内標識又は警戒標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合における当該補助標識板 前項の規定による寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法

3 補助標識板に表示する文字及び記号の寸法は、市長が定める寸法とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている道路標識については、当分の間、この条例の規定による道路標識とみなす。